

随意契約等見直し計画

平成 22 年 4 月

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成 20 年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(47.0%) 101	(29.6%) 1, 175, 184	(89.3%) 192	(64.2%) 2, 548, 300
競争入札	(44.7%) 96	(28.7%) 1, 138, 428	(84.2%) 181	(61.5%) 2, 443, 081
企画競争、公募等	(2.3%) 5	(0.9%) 36, 756	(5.1%) 11	(2.6%) 105, 219
競争性のない随意契約	(53.0%) 114	(70.4%) 2, 796, 972	(10.7%) 23	(35.8%) 1, 423, 856
合 計	(100%) 215	(100%) 3, 972, 157	(100%) 215	(100%) 3, 972, 157

(注1) 見直し後の随意契約は、事務所借上げ等の真にやむを得ないものである。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	101	1,175,184
うち一者応札・一者応募	(45.5%) 46	(63.4%) 744,905

(注) 上段() (%) は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等を見直しを実施(注1)	(45.7%) 21	(44.7%) 332,660
仕様書の変更	2	61,845
参加条件の変更	0	0
公告期間の見直し	20	301,160
その他	0	0
契約方式の見直し	(4.3%) 2	(7.5%) 55,807
その他の見直し	(50.0%) 23	(47.9%) 356,438
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(0%) 0	(0%) 0

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段() (%) は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会においては、すべての調達は、原則として一般競争入札（最低価格落札方式）によることとする観点から、これによらない場合には、その理由について審査を行なう。

また、一般競争入札（最低価格落札方式）による場合であっても、仕様書等の内容を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底を図る。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

① 公告期間の十分な確保

公告期間は、原則として土日・祝日を除く10日以上確保する。

② 調達予定の掲載

緊急案件を除き、定期的に調達予定をホームページに掲載する。

③ 仕様書の見直し

ア 仕様書は、業務内容を具体的に分かりやすく書き、特定の者が有利となる仕様にししない。

イ 発注単位は、発注コスト等の諸条件を考慮し、適切な発注単位となるよう配慮する。

④ 入札参加条件の緩和

資格要件は、過去の業務実績を設定する等、不当に競争参加者を制限する要件を設定しない。

⑤ 入札参加者への配慮

ア 仕様書等をホームページの入札公告とともに掲載をすることにより、参入を希望する者が容易に入手できるよう配慮する。

また、原則として、入札説明会を開催する。

イ 契約相手方の金銭的負担となる契約は、契約期間や契約金額を勘案し部分払を活用するなど配慮する。

ウ 契約締結から履行開始までの期間や契約期間は、十分な期間を設ける。